

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成20年11月6日(2008.11.6)

【公表番号】特表2004-529850(P2004-529850A)

【公表日】平成16年9月30日(2004.9.30)

【年通号数】公開・登録公報2004-038

【出願番号】特願2002-526365(P2002-526365)

【国際特許分類】

A 6 1 K	31/137	(2006.01)
A 6 1 K	31/166	(2006.01)
A 6 1 K	31/4178	(2006.01)
A 6 1 K	31/439	(2006.01)
A 6 1 K	45/00	(2006.01)
A 6 1 P	15/10	(2006.01)
A 6 1 P	43/00	(2006.01)
C 0 7 C	211/29	(2006.01)

【F I】

A 6 1 K	31/137	
A 6 1 K	31/166	
A 6 1 K	31/4178	
A 6 1 K	31/439	
A 6 1 K	45/00	
A 6 1 P	15/10	
A 6 1 P	43/00	1 1 1
C 0 7 C	211/29	

【手続補正書】

【提出日】平成20年9月11日(2008.9.11)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】特許請求の範囲

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

ラセミ形もしくは光学的に純粋なシブトラミン代謝産物、または製薬上許容されるその塩、溶媒和物、もしくは包接物を含む医薬組成物であって、性機能不全の処置を必要とする患者に、治療上もしくは予防上有効な量を投与することを含む前記性機能不全の処置に使用するための、前記医薬組成物。

【請求項2】

ラセミ形もしくは光学的に純粋なシブトラミン代謝産物、または製薬上許容されるその塩、溶媒和物、もしくは包接物を含む医薬組成物であって、性機能不全の防止を必要とする患者に、治療上もしくは予防上有効な量を投与することを含む前記性機能不全の防止に使用するための、前記医薬組成物。

【請求項3】

前記シブトラミン代謝産物、または製薬上許容されるその塩、溶媒和物、もしくは包接物が、経皮的または経粘膜的に投与される、請求項1または2に記載の医薬組成物。

【請求項4】

前記シブトラミン代謝産物が、(+)-デスマチルシブトラミン、(-)-デスマチルシブトラ

ミン、(±)-デスマチルシブトラミン、(+)-ジデスマチルシブトラミン、(-)-ジデスマチルシブトラミン、および(±)-ジデスマチルシブトラミンからなる群より選択される、請求項1または2に記載の医薬組成物。

【請求項5】

前記シブトラミン代謝産物、または製薬上許容されるその塩、溶媒和物、もしくは包接物が、約0.1mg～約60mg/日の量で投与される、請求項4に記載の医薬組成物。

【請求項6】

前記シブトラミン代謝産物、または製薬上許容されるその塩、溶媒和物、もしくは包接物が、約2mg～約30mg/日の量で投与される、請求項5に記載の医薬組成物。

【請求項7】

前記シブトラミン代謝産物、または製薬上許容されるその塩、溶媒和物、もしくは包接物が、約5mg～約15mg/日の量で投与される、請求項6に記載の医薬組成物。

【請求項8】

ドーパミン再取込みインヒビターを含む医薬組成物であって、性機能不全の処置を必要とする患者に、治療上または予防上有効な量の前記ドーパミン再取込みインヒビターおよび5-HT₃アンタゴニストを補助的に投与することを含む前記性機能不全の処置に使用するための、前記医薬組成物。

【請求項9】

ドーパミン再取込みインヒビターを含む医薬組成物であって、性機能不全の防止を必要とする患者に、治療上または予防上有効な量の前記ドーパミン再取込みインヒビターおよび5-HT₃アンタゴニストを補助的に投与することを含む前記性機能不全の防止に使用するための、前記医薬組成物。

【請求項10】

前記5-HT₃アンタゴニストが鎮吐剤である、請求項8または9に記載の医薬組成物。

【請求項11】

前記5-HT₃アンタゴニストが、グラニセトロン、メトクロラミド、オンダンセトロン、レンザプリド、ザコプリド、トロピセトロン、およびそれらの光学的に純粹な立体異性体、活性代謝産物、ならびにそれらの製薬上許容される塩、包接物、および溶媒和物からなる群より選択される、請求項10に記載の医薬組成物。

【請求項12】

前記ドーパミン再取込みインヒビターおよび/または前記5-HT₃アンタゴニストが経皮的または経粘膜的に投与される、請求項8または9に記載の医薬組成物。

【請求項13】

前記ドーパミン再取込みインヒビターが、ラセミ形もしくは光学的に純粹なシブトラミン代謝産物、または製薬上許容されるその塩、溶媒和物、もしくは包接物である、請求項8または9に記載の医薬組成物。

【請求項14】

前記シブトラミン代謝産物が、(+)-デスマチルシブトラミン、(-)-デスマチルシブトラミン、(±)-デスマチルシブトラミン、(+)-ジデスマチルシブトラミン、(-)-ジデスマチルシブトラミン、および(±)-ジデスマチルシブトラミンからなる群より選択される、請求項13に記載の医薬組成物。

【請求項15】

前記シブトラミン代謝産物、または製薬上許容されるその塩、溶媒和物、もしくは包接物が、約0.1mg～約60mg/日の量で投与される、請求項14に記載の医薬組成物。

【請求項16】

前記シブトラミン代謝産物、または製薬上許容されるその塩、溶媒和物、もしくは包接物が、約2mg～約30mg/日の量で投与される、請求項15に記載の医薬組成物。

【請求項17】

前記シブトラミン代謝産物、または製薬上許容されるその塩、溶媒和物、もしくは包接物が、約5mg～約15mg/日の量で投与される、請求項16に記載の医薬組成物。

【請求項 18】

前記患者が男性である、請求項1、2、8、または9に記載の医薬組成物。

【請求項 19】

前記性機能不全が、勃起不全、性的興奮欠如、およびオルガスム達成不能からなる群より選択される、請求項18に記載の医薬組成物。

【請求項 20】

前記患者が女性である、請求項1、2、8、または9に記載の医薬組成物。

【請求項 21】

前記性機能不全が、腫乾燥、性的興奮欠如、およびオルガスム達成不能からなる群より選択される、請求項20に記載の医薬組成物。

【請求項 22】

前記性機能不全が心因性性機能不全である、請求項1、2、8、または9に記載の医薬組成物。

【請求項 23】

前記心因性性機能不全が、性欲抑制、性的興奮抑制、女性オルガスム抑制、男性オルガスム抑制、早発射精、機能性性交疼痛、機能性腫瘍、および非定型心因性性機能不全からなる群より選択される、請求項22に記載の医薬組成物。

【請求項 24】

(+)-デスマチルシブトラミン、または製薬上許容されるその塩、溶媒和物、もしくは包接物を含む医薬組成物であって、性機能不全の処置または防止を必要とする患者に、治療上もしくは予防上有効な量を投与することを含む前記性機能不全の処置または防止に使用するための、前記医薬組成物。

【請求項 25】

(-)-デスマチルシブトラミン、または製薬上許容されるその塩、溶媒和物、もしくは包接物を含む医薬組成物であって、性機能不全の処置または防止を必要とする患者に、治療上もしくは予防上有効な量を投与することを含む前記性機能不全の処置または防止に使用するための、前記医薬組成物。

【請求項 26】

(±)-デスマチルシブトラミン、または製薬上許容されるその塩、溶媒和物、もしくは包接物を含む医薬組成物であって、性機能不全の処置または防止を必要とする患者に、治療上もしくは予防上有効な量を投与することを含む前記性機能不全の処置または防止に使用するための、前記医薬組成物。

【請求項 27】

(+)-ジデスマチルシブトラミン、または製薬上許容されるその塩、溶媒和物、もしくは包接物を含む医薬組成物であって、性機能不全の処置または防止を必要とする患者に、治療上もしくは予防上有効な量を投与することを含む前記性機能不全の処置または防止に使用するための、前記医薬組成物。

【請求項 28】

(-)-ジデスマチルシブトラミン、または製薬上許容されるその塩、溶媒和物、もしくは包接物を含む医薬組成物であって、性機能不全の処置または防止を必要とする患者に、治療上もしくは予防上有効な量を投与することを含む前記性機能不全の処置または防止に使用するための、前記医薬組成物。

【請求項 29】

(±)-ジデスマチルシブトラミン、または製薬上許容されるその塩、溶媒和物、もしくは包接物を含む医薬組成物であって、性機能不全の処置または防止を必要とする患者に、治療上もしくは予防上有効な量を投与することを含む前記性機能不全の処置または防止に使用するための、前記医薬組成物。